

(この資料は全部お読みいただいて120秒です)

## 電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な帳簿や国税関係書類(領収書・請求書・決算書など)を一定の要件を満たした上で、紙ではなく電子データでの保存に関する制度をいいます。

電子帳簿保存法は、平成10年に創設されて以降、数度に亘る改正が行われました。今回は令和5年度の税制改正により、大きな見直しが行われた3つの制度について解説します。

### 1. 電子帳簿等保存

電子帳簿等保存の適用については、**希望者のみ**の対応となります。

電子機器(パソコン等)で作成した帳簿や国税関係書類は、プリントアウトせずに、電子データのまま保存ができます。

予め届出書を提出し、一定の範囲の帳簿が「**優良な電子帳簿**」の要件を満たして電子データで保存していれば、過少申告加算税が5%軽減される措置を受けることができます。

### 2. スキャナ保存

スキャナ保存の適用についても、**希望者のみ**の対応となります。

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

※令和5年度改正では、解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

### 3. 電子取引データの保存

電子取引データ保存の適応については、**全ての事業者**が対応することになります。

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている方は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、送った側も受け取った側もその電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

※令和5年度改正では検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直しが行われるとともに、新たな猶予措置が整備されました。(詳細は12月1日号にて掲載します。)

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>